

倫理法・倫理規程セルフチェックシート

(新採用・一般職員用① 解答・解説)

答合わせの際は、それぞれの解説もお読みください。

解説の中で、「法」とは国家公務員倫理法を、「規程」とは国家公務員倫理規程を指しています。

番 号	正 解	解 説
1	○	「事業者等」とは、法第2条第5項により「法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。)その他の団体及び事業を行う個人(当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。)をいう。」と定義されており、国、地方公共団体、公益法人等はいずれも「事業者等」に含まれます。
2	×	「許認可等」とは、行政手続法第2条第3号に規定する許認可等(法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分)をいい、営利・非営利は問いません。したがって、非営利の事業を行う際に必要な許認可等を申請している事業者等も利害関係者となります。(規程第2条第1項第1号)
3	×	利害関係者から金銭や物品を受け取ることは禁止されており、たとえ香典であっても、金額の如何を問わず、利害関係者から金銭を受け取ることはできません。これは、かつて公務員の親族の葬儀に際して全国の業者から香典が寄せられ、1件1件は社交儀礼の範囲内の額であったものの、合計すると極めて多額の現金が集まった事例等を踏まえて厳格な取扱いとされているものです。(規程第3条第1項第1号)
4	○	多数の者(20名以上)が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者から飲食の提供を受けることは、禁止行為の例外として認められています。(規程第3条第2項第6号) これは、多数の者が出席する立食パーティーのように、多数の出席者から見られている中で利害関係者から飲食物の提供を受けたとしても、公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないと考えられることから認められているものです。 なお、着席して行われる会食であっても、座席が指定されておらず、人数も極めて多いような場合には、立食パーティーに準ずるものとして認められる場合があります。
5	○	利害関係者から供応接待を受けることは禁止されており、酒食を提供してもてなすことのほか、温泉地等への旅行、ゴルフ等のスポーツ、映画・演劇の鑑賞への招待など、他人をもてなすことを目的として行われる行為全般これに該当します。(規程第3条第1項第6号) しかし、本問の場合、自己の費用を負担してプロ野球の観戦に行っているのですから、利害関係者からの供応接待には当たりません。

6	○	<p>職務として利害関係者を訪問した際に、周囲の交通事情等から見て相当である場合、利害関係者から業務用の自動車の提供を受けることは、職務を円滑に遂行する上で必要であり、問題がないと認められる程度の便宜の供与として認められます。(規程第3条第2項第4号)</p> <p>ただし、ここでいう業務用の自動車は、当該利害関係者が業務・通勤等に日常的に使用しているものに限られ、タクシーやハイヤーは含まれません。</p>
7	×	<p>利害関係者から宣伝用物品又は記念品であって広く一般に配布するためのものを受け取ることは認められます。これは、広く一般に配布されるものであれば、それを受け取ったとしても利害関係者との間で特別の関係があると見られて公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くというおそれが乏しいことから、禁止行為から除外されているものです。(規程第3条第2項第1号)</p>
8	×	<p>利害関係者から金銭や物品を受け取ることは禁止されていますが(規程第3条第1項第1号)、婚約者の父親とは職員身分にかかわらない私的な関係があることから、一般的な範囲内のものであれば、結納の取り交わしや、結婚祝いなどを受け取ることは認められます。(規程第4条第1項)</p>
9	○	<p>相手が利害関係者でない事業者等であっても、供応接待を繰り返し受けたり、高額な贈与を受けるなど、社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待や財産上の利益の供与を受けることは、相手側が職員からの何らかの見返りを期待してそのような行為を行っていることが疑われ、公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがあることから、禁止されています。(規程第5条第1項)</p>
10	×	<p>利害関係者から金銭や物品を受け取ることは禁止されており、「課の皆さんでどうぞ」と言って渡された菓子折であっても受領することは認められません。(倫理規程第3条第1項第1号)</p> <p>また、他の職員が規程違反によって得た財産上の利益であることを知りながら、その利益を受け取ったり享受することも禁止されています。本問の場合、利害関係者から渡された菓子折であることを知りながらそれを食べた職員も、倫理規程違反となります。(規程第7条第1項)</p>